

未返却図書資料対策プラン

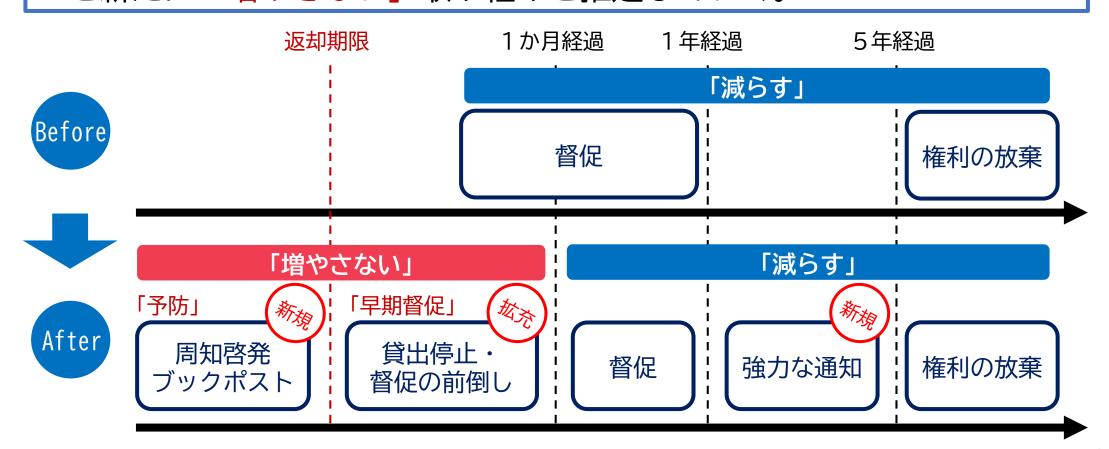
(令和6年3月から令和9年3月まで)

令和6年2月

足立区 地域のちから推進部 生涯学習支援室 中央図書館

未返却図書資料対策プランのねらい

- ① これまでは「督促」と「権利の放棄」により、長期(1か月以上) 未返却の図書資料を「減らす」取り組みに注力してきた。
- ② 引き続き「減らす」ことにも注力しつつ、今後は本プランに基づき 「予防」と「早期督促」に重点を置くことで、長期未返却の図書資料 を新たに「増やさない」取り組みを推進していく。



未返却対策のこれまでの評価と課題

1 長期(1か月以上)未返却の図書資料の数は、これまでの対策の 効果により、減少傾向にある。

【年度末時点での未返却図書資料の推移】



(5,525冊の内訳)

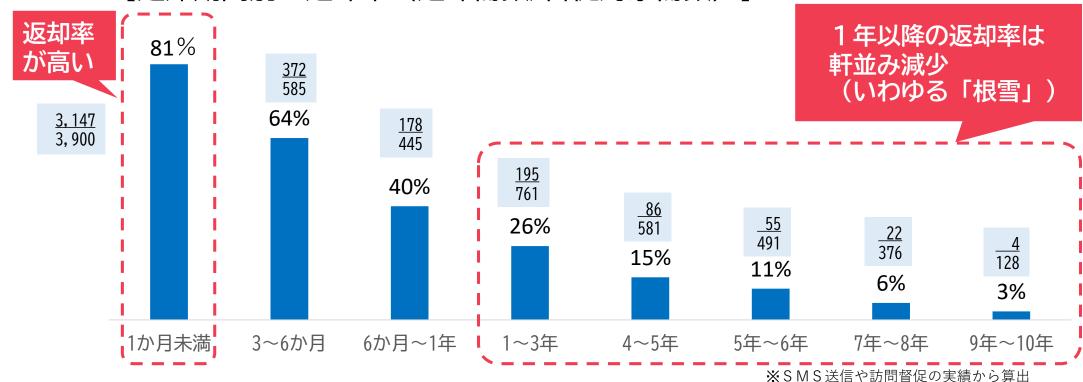
貸出年度	冊数
平成24年度	417
25年度	341
26年度	267
27年度	311
28年度	595
29年度	560
30年度	549
令和元年度	503
2年度	353
3年度	403
4年度	1, 226
計	5, 525

[※] 貸出年度が平成24~27年度の未返却図書資料については、すでに一部の資料(5年超過かつ督促先不明の資料)の返還請求権を放棄済みであるため、平成28年度以降に比べて冊数が少なくなっている。

未返却対策のこれまでの評価と課題

長期未返図書資料の返却率は延滞期間が短いほど高いため、早期 督促をさらに強化し、新たな未返却を増やさないことが重要。

【延滞期間別の返却率(返却冊数/督促対象冊数)】





返却の見込めない長期未返却の図書資料を増やさない 「未返却図書対策プラン」を策定する

対策プランの概要

返却期限

		# カド 以 ■			
	期限前	翌日~1か月	1か月~3か月	3か月~1年	1年~権利放棄
方針①	①期限内返却を促進 する周知・啓発 →P5				
新たな未返却本を発生させない	②ブックポストの 増設(3か所) とPR →P5				
方針② 早期督促を 強化する		①貸出し停止の前倒し (1か月⇒翌日) →P6 ②メール・電話・葉書 の前倒し (2週間⇒1週間)→P6 ③SMSの前倒し (3週間⇒2週間)→P6	①SMSの回数増 (複数回送信) →P6 ②訪問の前倒し (5か月→3か月) →P6		重点
方針③ 強力な文書で 根雪を解消する				①金銭請求を 求める催告書 の送付 →P7	①債権管理条例に 基づく債権管理 (希少な資料の 延滞者) →P7
方針④ 状況に応じて 権利を放棄する					①権利の放棄の前に訪問を実施(督促先不明の者を除く)→P9②権利の放棄→P9

方針① 新たな未返却本を発生させない

新規

① 期限内返却を促進するための周知・啓発

取り組みの例	具体的な内容
返却期限を記載した しおりの活用	『あなたの次に、この本を借りるのを待っている人がいます。期日までに必ずお返しください』等の文言を記載したしおりを、図書貸出時に全員に配付

② ブックポストの活用

	現行	令和5年度末まで		
ブックポストの増設 (商業施設への設置)	20か所※	23か所 (うち商業施設3か所)		
ブックポストのPR	図書館のカウンター以外でホームページ、SNSでの 及び図書受渡窓口での掲売	の定期的な発信や、図書館		

※ 既存の区立図書館(計15か所)及び図書受渡窓口(計5か所)と合わせた数

方針②

早期督促を強化する



拡充

令和8年度末までの目標 1年未満の延滞冊数の50%減 (1,226冊 → 500冊)

① 貸出し停止の前倒し(図書館則を改正)

	現行	令和6年度から
貸出停止	返却期限の1か月後から	返却期限の翌日から

②より早期に対象者にアプローチするため、督促の開始時期を前倒し

	令和4年度まで	令和5年度から (本)
メール、電話、葉書	返却期限の2週間後から	返却期限の 1 週間後から
派遣職員による訪問	返却期限の5か月後から	返却期限の3か月後から

③ 対象者への到達率が高いSMSの発信を強化(前倒し、回数増)

	現行	令和6年度から
SMS	返却期限の3週間後から 【1回のみ送信】	返却期限の 2週間後 から 【複数回送信】

方針③

強力な督促で根雪を解消する

新規

令和8年度末までの目標 1年以上の延滞冊数の50%減 (3,604冊 → 2,000冊)

- ① 一定期間(概ね1年)返却がない者に対して<u>金銭による請求を求める</u> 催告書を発送
- ② 催告後もなお返納のない者は、<u>債権管理条例に基づく債権管理</u>を検討 【債権管理条例に基づく債権管理の手続きの流れ】

1	図書館則の改正
---	---------

「督促後〇日以内に返還しないときは、資料の希少性等も踏まえ、返還させることが適当と判断した場合*1には、資料を紛失したものとみなし*2、相当の金額をもって賠償させる*3ことができる」旨の規定を図書館則に追加する

② 催告書の送付

返却期日から一定期間を超過した者に対して、金銭による請求を行う可能性がある旨の催告書を送付する

③ 未返却から紛失への 切り替え 催告書を送付し期日までに返却がない者のうち、資料の希少性等も踏まえ、返還させることが適当と判断した場合には、 未返却ではなく資料を紛失したものとみなす

④ 債権管理の検討

紛失したとみなした者について、それ以降、金銭債権として 管理し、催告等の手続きを実施する

- ※1 当該図書資料が「高額である場合」や「入手困難である場合」などに、「返還させることが適当」と判断するものとする。
- ※2 実際に資料を紛失した場合は、現行の図書館則の規定(4条)に基づき、現品・同等の物・相当の金額で賠償させることが可能。
- ※3 「足立区立図書館資料及び設備機器等の損害賠償評価基準」第2条の規定により、原則、該当する図書資料の定価とする。

「金銭による請求を求める催告書」の発送後の流れ(令和6年度当初に発送した場合)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
返却期日 超過年数	1年目	2年目	3年目	4 年目	5 年目	6年目	7年目	10年超
資料の希少性 等を踏まえ、	N	【1年目】 債	【2年目】	【3年目】	【4年目】	【5年目】		
賠償させる ことが適当と 判断した場合		権 管	 債林	 霍管理【5年間]]		(除 籍	
中間のた場合 → 債権管理に <u>移行する</u>		管 理 債権	重台帳・納入	通知・督促	送付	最終催告		
上記以外の 場合 I	催 告 書 発 送	足先が不明 葉書によ	 る定期的(年	2回)な督促		権利の放棄	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	
↓ 債権管理に <u>移行しない</u>	督位	足先が判明 葉書によ	る定期的(年	2回)な督促	······································	,	10年超過	権利の放棄

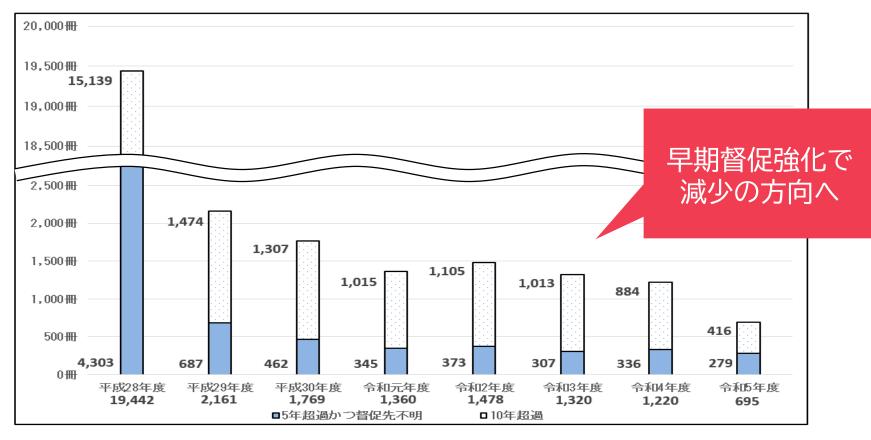
方針④

状況に応じ権利の放棄を行う

継続

① 長期間の督促にもかかわらず返却の見込みがない図書資料については、 **返還請求権を放棄**(※議会の議決が必要)

権利の放棄の 件数の推移



② 権利放棄の直前に、あらためて督促訪問を実施

取り組みの効果

